

大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の概要

●**名称**：「大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」

●**目的**：汚染土壌処理施設の設置・変更に係る計画の事前公開及び紛争のあっせん等について必要な事項を定めることにより、関係住民と事業者の紛争の予防と調整を図る。

●**概要**：

(1) 事業者、関係住民及び市の義務

① **事業者→事業計画の事前公開と関係住民へ説明する義務を規定した。**

- ・関係地域の生活環境の保全に十分配慮すると共に紛争の未然防止に努める。
- ・土壌汚染対策法（以下「法」という。）に規定する汚染土壌処理業の許可申請・変更許可申請（規則で定める変更を除く）の前に、汚染土壌処理施設の設置等に係る事業計画を市に提出し、市は告示・縦覧等を通じて関係住民に事前に開示する。
- ・事業計画に関する説明会を開催する。
- ・関係住民との間に生活環境保全協定を締結するよう努める。等

② **関係住民→自主的解決と市の施策への協力する努力義務等を規定した。**

- ・紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、市が行う紛争予防及び調整に係る施策に協力するよう努める。
- ・事業者との間に生活環境保全協定を締結するよう努める。

③ **市→紛争予防・調整を行う。**

- ・市は、紛争の予防に努め、紛争があった場合には調整をし、事業者又は関係住民からの申請を受けて両者のあっせんを行う。

(2) 関係住民、事業者及び市の権利・権限

① **関係住民→事業計画等に意見を述べ、市にあっせんに申請できる。**

- ・事業者の事業計画書について、生活環境保全上の観点から意見書を出せる。
- ・紛争について市にあっせんに申請できる。

② **事業者→市にあっせんに申請できる。**

- ・紛争について市にあっせんに申請できる。

③ **市→必要な範囲で事業者に指導し報告を求めることができる。**

(3) その他

① **関係地域、関係住民の範囲を市が定める。**

- ・関係地域は、大津市環境影響評価専門委員会の意見を聴いたうえで、市が設定する。
- ・関係住民は、関係地域内に住所を有する者、事業活動を行う者等条例施行規則で別に定める。

② **市が紛争のあっせんをする場合、必要に応じて大津市公害紛争調整委員会の意見を聴く。**

- ・あっせんには、必要に応じて、専門的知見を有する大津市公害紛争調整委員会の意見を聴くこととする。

③ **施行期日**

- ・施行期日は平成26年7月1日